



歴史認識における主観と客観の相互規定性 「慮溝橋事件 / 七・七事変」後の80年が照らし出す現在の地平

著者	石田 隆至
雑誌名	PRIME = プライム
巻	41
ページ	74-90
発行年	2018-03-31
その他のタイトル	The Mutual Regulation between Subjectivity and Objectivity in Historical Perspectives: At the 80th Year since the "July 7 Incident" Broke out
URL	http://hdl.handle.net/10723/00003383

歴史認識における主観と客観の相互規定性 —「盧溝橋事件／七・七事変」後の80年が照らし出す現在の地平

石田 隆 至
(PRIME 研究員)

1. 問題の所在

日本ではそれほど取り上げられることはなかったが、2017年7月7日は「盧溝橋事件／七・七事変」から80年目に当たり、中国では関連の国際シンポジウムが開催されたり、あらためて「七・七事変」を振り返る論考が発表されたりした。たとえば、中国社会科学院近代史研究所の徐志民が2017年3月に発表した論考「日本対七七事变的認識及中日論争〔「七・七事変」に関する日本の認識と中日間の論争〕」は、「事変」勃発直後から近年に至るまで、主に日本側がこれをどのように捉えてきたのかを概観している⁽¹⁾。

「事変」勃発後、日本のメディアと民衆が「膺懲暴支〔暴虐で道理にもとる中国を懲らしめよ〕」の声を高めたことを受けて、政府は「事変」を中国側の計画的な「抗日武装」行動とみなし、戦争の拡大を決定した。ところが、徐によれば、東京裁判において、「七・七事変」が日本陸軍の計画、扇動、陰謀によって作り出されたものだという真相が大量の資料をもとに証明されたことで、日本の保守的な学者らの主張は変化を余儀なくされたという。具体的には、「事変」は偶発的なものであり、中国の第二九軍の兵士が「最初に発砲」したと主張することによって戦争の侵略性を否定しようとする努力は変わらず続けられた。ただ、右翼が唱えるような全くのデマ、たとえば、中国共

産党による「筋書き」だ、中国国民党やコミンテルン、あるいはソ連のしわざだという議論には取り合わなくなった、と。他方で、日本の進歩的な学者らと中国側の学者との関係も複雑だという。「事変」の実証的解明を重視する前者とは異なり、誰が最初に発砲したのかという実証困難な点にこだわるより、当時の侵略行動の「文脈」を重視すべきだと考える中国側の学者との間で見解は共有されていない。ただ、戦争の性格や戦争責任といった重要な点については合意に至っているという。

以上のように「七・七事変」の「捉えられ方」について振り返った徐の目には、80年後の現在の地平はどのように映っているだろうか。東京裁判で検証された事実を踏まえ、右翼のデマや虚構とはいったん距離を置くようになった保守派の論客は、近年あからさまに事実を無視したり、否認したりするようになっていく。また、左派・リベラルといった立場の識者たちの間にも、後述するように、事実よりも自身の価値観や願望を重視する言論が目立ち始めている。政治的立場を問わず、事実に基づかない論調が広まりつつあるとすれば、現在の日本社会の歴史認識が、全社会を挙げて戦争に突入していった1937年時点のそれにある意味で近似しつつあると見えるのではないだろうか。

ただ、本稿は、単に過去への回帰が起きている

と言いたいわけではない。むしろ、根本的な難問を先送りしてきたことの限界、つまり、歴史認識における主観と客観との相互規定性に十分に向き合っていないままでいたことの限界が現前しているのではないかと考えている。以下では、まずそう考えるに足る近年の事例を踏まえた上で、主観と客観との相互規定性とはいかなる問題であるのか、なぜそれに向き合う必要があるのかを確認する。そして、筆者がこれまで取り組んできた新中国(1949年の中華人民共和国建国後の中国)の日本人戦犯たちの経験の「捉えられ方」を事例にして、至って主観性の色濃い認識が、いかに客観性の名の下に語られてきたのかを検討し、主観と客観の相互規定性を踏まえた認識や方法論について考察したい。

2. 軽視される「事実」、せり出す「感情」「価値観」：近年の事例から

『読売新聞』のシリーズ連載「時代の証言者」で、2017年3月から4月に連載を担当したのが歴史家の秦郁彦である。「歴史問題」となると必ず名前が出てくるほどの秦だが、「実証史学への道」という連載タイトルの最終回では、研究活動において「自身に課した信条」を以下のように挙げている。

「特定のイデオロギー活動にコミットしない／フィクションが無意識のうちに刷り込まれないよう、歴史小説やテレビの歴史ドラマはなるべく見ない／偽(フェイク)ニュースや詐欺師に振り回されない知恵と技法を身につける／陰謀史観や文明(史)論へ逃げ込まない」⁽²⁾。

留保を付けたい箇所は多々あるが、これだけを読めば、「実証史学」者の禁欲的な研究態度を示していると見えるかもしれない。だが、前日までの連載内容を知ればどう感じるだろうか？

この前日には、日本軍性奴隷／従軍「慰安婦」問題を取り上げて、こう述べている。「北ビルマ

で捕らえられた20人の朝鮮人慰安婦に対する米軍の尋問調書」の内容について、「慰安婦に外出、廃業、社交の自由があり、軍司令官級の高収入を故郷に送金するなど『性奴隷』とはほど遠い境遇だったことを示しています」(同4月25日付)。この問題でしばしば焦点になる軍による強制性や「性奴隷」であるか否かについて、秦の立場が端的に示されている。

この指摘は、従軍「慰安婦」問題の先駆的研究者である吉見義明とラジオ番組で直接対談した際にも持ち出している⁽³⁾。吉見によれば、秦が取り上げた上記史料の別の箇所には、朝鮮人従軍「慰安婦」たちが日本の業者に看護業務だと騙され、前渡金を受け取ってビルマに連行されていること、また「高給」を得ているはずの女性らが生活困難に陥ったと証言していることも記されているという。したがって、秦が言うような「自発」「志願」で従軍「慰安婦」となったのではなく、誘拐罪、人身売買に当たり「性奴隷」であったといえること、戦争末期のビルマにおける極度のインフレを考えれば「高給」を得ていたとは決していえないとの具体的な指摘を番組のなかで受けている。

そうすると、吉見によって既に批判され、有効な反駁ができなかったにもかかわらず、秦は再び同じ史料を持ち出して、同じ評価を繰り返し表明したことになる。その上で、「日本政府の事なかれ主義もあって、強制連行と性奴隷のイメージは、国際社会に広く定着した感があります」とまで述べている(同4月25日付)。1993年8月に発表された従軍「慰安婦」問題に関する「河野談話」を矮小化しようとする安倍晋三政権の立場にきわめて近い主張といえる。「特定のイデオロギー活動にコミットしない」という秦の信条とは何なのだろうか。

外見上は科学的な手続きに則って研究活動をしているように見える歴史研究者が、実際には史料を都合良く利用し、史料の背後にある歴史的文脈

を適切に踏まえることもなく、さらには、史料に基づく別の「事実」を突き付けられてもそれを受け入れず、自説を見直そうともしない。こうした姿勢が、未解明の「事実」に到達するという歴史研究の使命を自ら掘り崩してしまうものであることは論を俟たない。いや、歴史研究にとどまらず、命題が反証されれば棄却するという近代科学の基本的手続きを無視するものといえる。しかも、これは決して「科学以前」への退却を志向した結果ではない。科学方法論に禁欲的であろうとしたと公言する研究者の到達した地平である以上、それは近代科学の「臨界点」で生じた現象であると考えられる必要がある。判断や認識の最終審級が「事実」ではないとすれば、何に突き動かされているのだろうか？

これは秦に限った現象ではない。1990年代以降に台頭した歴史修正主義者たちの言説もまた、事実の「否認」を特徴とする。たとえば、彼らは旧日本軍の侵略性を否定しようとする際、新中国で戦犯となった元軍人らの加害証言を取り上げ、“三光作戦などなかった”、“中国共産党による「洗脳」の結果だ”と論難した⁽⁴⁾。元日本兵の大多数が自らの戦争犯罪や加害行為について沈黙を続けてきた日本社会において、例外的に積極的な加害証言を展開し続けたのが、新中国の戦犯管理所で「認罪」した戦犯たちだった。したがって、彼らの加害語りさえ「否認」すれば、いくら歴史研究者が侵略性を明らかにする「事実」を明るみに出したとしても、戦争経験者自身はほとんど加害や侵略を語っていないと言い抜けられると判断したのであろう。新中国の元日本戦犯の存在は社会的にはそれほど広く知られているわけではなかったにもかかわらず、彼らをターゲットにしたのは、これ以上なく的確な選択だったといえる。決して加害の事実を「知らない」のではなく、事実を「否認」しているのである。

同じ修正主義者らは、1980年代に多くの歴史研

究者が一定の実態を解明していた南京大虐殺についても⁽⁵⁾「事実」を受け入れず、今もなお否定論や矮小化論を展開し続けている⁽⁶⁾。彼らは、歴史教科書に侵略や加害の事実を記載させない運動を展開し、徐々に成果を挙げている⁽⁷⁾。

学者やジャーナリストだけの問題ではない。日本政府の「公式見解」⁽⁸⁾を無視する形で南京大虐殺を否定したり、従軍「慰安婦」は売春婦だったと主張する政治家は後を絶たない。さらには、2000年代末におもに在日韓国・朝鮮人に対する排外主義的なヘイトデモが本格化した頃から、事実の「否認」は新たな段階に突入していく。「在日特権」なる虚構を根拠に、日本人は「被害者」と位置づけて排外主義を正当化する言説が一定の共感を広げていくようになるからである。排外デモの参加者にインタビュー調査を重ねた研究では、ヘイトデモは1990年代以降の長期停滞社会の不満や不安に由来するというよりもむしろ、歴史修正主義言説に親近感をもった人々によって構成されていると指摘している⁽⁹⁾。新聞やテレビなどのメディアでも、中国や北朝鮮の「脅威」、愛国主義教育による中国民衆の「反日」化などによって日本が危機に晒され続けているという論調が、事実かどうか検証されることなく、当然の前提として語られている。

事実が否認され、虚構がまかり通る趨勢の延長上に、現在の安倍政権が登場する。2015年8月の戦後70周年安倍談話で用いられた「子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはならない」という表現は、かつて侵略した諸国から反省を求められ続けることを不当視し、自らを「被害者」とみなす発想なしには成り立たない。反省を堅持する限り謝罪を求められ続けることはないという基本前提が欠落した結果、被害-加害関係に関する認識が転倒している。ここから、2015年末の従軍「慰安婦」問題に関する日韓「合意」は地続きである。責任のあり方は明確にされないまま、金銭の抛出

によって「最終的かつ不可逆的な解決」が宣言されてしまった。事実を徹底して明らかにし、その責任を引き受け、堅持し続ければ、それは自ずと「最終的かつ不可逆的」な解決になるのではないだろうか。

こうした「事実」に対する姿勢は、右派・極右といわれる人々だけの問題ではなく、左派・リベラルにも浸透している。たとえば、日本政府やメディアは中国や北朝鮮をめぐる「軍事的脅威」「覇権主義」だと盛んに取り上げるのに対し、日本の中国研究者の大半は、それが「事実」かどうかを検証して発信することは稀である。せいぜい「脅威論」について多少の留保を示す程度で、日中間の敏感な問題については避ける傾向が強くなっている⁽¹⁰⁾。その結果、事実に基づかない暴論や虚構が溢れかえる現状をもたらす一つの要因になってはいないだろうか。

また、日韓間の歴史問題について発信してきた朴裕河の『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘い』（朝日新聞出版、2014年）をめぐるでも、同様の事態が進行している。同書は、朝鮮人従軍「慰安婦」と日本兵は「同志的關係」にあり、戦争遂行に協力したという点ではともに「愛国的」な存在だったというのが基本的論点である。これを、「被害一加重」の二項対立を乗り越える新しい観点だと高く評価する声や、日本の左派・リベラルとされる知識人やメディアの間で少なからず見られた。「同志的關係」あるいは従軍「慰安婦」が「愛国」的だったという認識は、既存の研究の枠に収まりきれない仮説だが、決して新しい史料や聴き取りに基づいて提示されたわけではなかった。朴書をもっとも根底的かつ実証的に批判した鄭榮桓によれば、「同志的」「愛国的」という朴の基本的主張は、既存の二次文献や他の研究者らによるインタビュー調査の内容、さらには文学作品に恣意的な解釈や史料操作を施すことで成立するものだった⁽¹¹⁾。問題は、研究上の基本的手続きにこ

うした大きな瑕疵があることを一部の研究者が指摘し、朴書を絶賛していた多くの左派・リベラル知識人も消極的ながらそれを認めた上でもなお、つまり、虚構だと理解した上でもなお、朴の基本主張を評価し続けたことである。朴の主張に「事実」の裏付けが得られないことが明白になってもなお評価し続けるのは、左派・リベラル知識人もまた、「事実」以外の何ものかに突き動かされる趨勢とは無縁ではないこと、つまりそれが日本社会を広く覆う問題であることを示唆している。

天皇の存在と役割に関する評価においてもまた、同様の現象が進行していることが見てとれる。近年、「被害者を慰霊する存在」へと横滑りする現天皇のあり方をめぐって、歴史的観点から問題視することなく、むしろ賞賛するような動きが左派・リベラルの間にさえ浸透している。たとえば、2016年1月に日本人戦没者慰霊のためフィリピンを訪問することになった天皇は、出発前にフィリピンの被害者についてこう語っていた。「多くの命が失われました。中でもマニラの市街戦においては、膨大な数に及ぶ無辜のフィリピン市民が犠牲になりました。私どもはこのことを常に心に置き、この度の訪問を果たしていきたいと思っています」。訪問を終えた後、朝日新聞は社説で以下のように言及している。「歴史に謙虚に向き合う一歩は、何があったかを知ろうとすることだ。天皇、皇后両陛下のフィリピン訪問を、そうしたことを考える機会にしたい」。「戦後70年という『節目』が過ぎてなお両陛下は激戦地に足を運び、平和への願いを示している。その思いを共有したい」⁽¹²⁾。いうまでもなく、前天皇はフィリピンの激戦地で多くの被害者が出たときの最高責任者だった。つまり加害責任をもっとも深く負うべき立場を継承しているにもかかわらず、何らの責任意識の表明も反省もなく「慰霊する存在」へと成り代わる姿勢を、同紙は「歴史に謙虚に向き合う」取り組みだと評価しているのである。

筆者の調査研究に関わる範囲でも、中国人強制連行の戦後補償裁判を支援してきた「人権派」と呼ばれる弁護士や学者、市民たちが、裁判の最終局面で中国人被害者の要求とは正反対の「和解」を締結するのに積極的に関与するのを目撃してきた⁽¹³⁾。責任の所在や内実を曖昧にする一方で、金銭で最終解決を図ろうとする姿勢は、「人権派」が批判してきた日本政府の戦後処理の姿勢と限りなく近い。しかも、こうした結果について、一部の中国人被害者原告や遺族などから批判や受け入れ拒否が行われてもまったく取り合わず、メディアなども巻き込んで、同じ考えの仲間らとだけ「和解」を自己賛美し、同じタイプの曖昧な「和解」を次々と成立させてきた⁽¹⁴⁾。こうした動きの中心にいるのは、憲法9条護持や靖国参拝問題などに取り組む弁護士の内田雅敏、在日外国人の人権問題の代表的研究者・活動家である田中宏らといったいわゆる左派・リベラルの知識人である。2016年6月に成立した三菱マテリアル社との「和解」を受けて、内田は次のようにコメントしている。「和解の成立のためには、被害者の寛容と加害者の慎み、節度が不可欠である」⁽¹⁵⁾。

ここまで概観してきたことから分かるように、現在の日本社会における歴史認識問題とは、「何が事実か」をめぐるせめぎ合いの次元にはなく、「事実をいかに捉えるか」をめぐる問題となっている。前者は歴史学の守備範囲だが、後者は歴史学の責任にとどまるものではないだろう。＜歴史的事実を解明できれば、歴史認識問題は解決する＞と、もはや素朴に想定できない段階に至っているといえる。事実を否認する相手に、いくら実証研究の成果を突き付けても、否認が続くだけで解決をみない。この趨勢をポストモダニズム的な相対主義と位置づけることも適切ではないだろう。相対主義的な立場も事実は受け入れるはずだからである。歴史学的な実証研究の取り組みに加えて、「事実の捉えられ方」の次元に対応する取

り組みを同時に進めていくことが、現在の歴史認識問題が直面している課題である。本稿では後者について問題の見取り図を提示することが目的である。

3. 感情・価値観としての歴史認識と感情交流アプローチ

先に筆者は、この趨勢を近代科学の「臨界点」に表れた問題と捉えたいと述べておいた。人文社会科学が自然科学をモデルにして研究手法を精緻化してきたことはあらためて指摘するまでもない。ただ、物理的世界を対象とする自然科学と違い、社会や歴史など広い意味での文化を対象とする人文社会科学では、観察者の問題が存在する。観察者自身が社会や歴史、文化の一部を構成するため、その世界の「外部」に立つことができない。つまり、対象を捉えようとするわれわれの認識自体が、対象世界の一部を構成し、それに囚われてもいる。観察者は観察する主体であると同時に観察される客体でもある。たとえば、階級やネイション、言語などを対象化しようとしても、観察者は自らが属する階級やネイション、言語から完全に自由になることはできない。観察の主体と客体を分離することはできないのである。

もちろん、こうした難問は、マックス・ウェーバー（「価値自由」）やカール・マンハイム（「知識の存在拘束性」）、カール・マルクス（「イデオロギー論」）などの名を出すまでもなく⁽¹⁶⁾、既に度々指摘されてきた。しかし、主観－客観という基本認識がわれわれの日常知に深く根ざしており、純粋な客観性が存在しないことを前提にして研究を遂行するのは複雑で困難な作業となることから、主観－客観図式は堅固な前提であり続けた。「客観的」な事実が相当程度解明されてきたことも、この基本状況を許容してきた要因だといえる。

ただ、事実を否認／曖昧化する現象の拡大は、「客観的」とされる事実が純粋な客観性をもてず、

観察者の「主観」が避けがたく刻印されるのを逆手にとる形で現れてきた。たとえば、それまで「客観的」事実とされてきた日本の対アジア侵略戦争は、自国の歴史の負の部分を通大視する主観や戦後思想に裏打ちされた「自虐史観」に過ぎないと。あるいは、加害者－被害者という二項対立的図式は感情的になり硬直した対立関係を固定化してしまうだけなので、事実と反する部分があっても二項対立を脱構築する可能性に賭けるべきだと⁽¹⁷⁾。このように、人文社会科学の研究手法が主観－客観の分離図式からなかなか抜け出せないうちに、現実の方が先に、主観と客観が相互に規定しあうものだという地平から発信するに至った。事実や認識に一定の主観性が刻印され、誰もが受け入れる絶対の「客観性」を持ち得ない以上、制約のある「事実」に必ずしも囚われることなく、主体の価値観や感情と結びついた「認識」を提示することは一定の科学性を有する営みである、と。これは、理論的には一定の妥当性を有するだけに、単に否定し、実証的事実を対置するだけでは解決しない。保守的な論者やメディアが科学的な外見を放棄しないのもそれ故である。そういう意味で、近代科学の臨界点にわれわれはいま立ち会っていると述べたのである。

だとすれば、こうした趨勢に対処するには、主観と客観の不分離性、認識と対象の相互規定性を前提にした新たな研究手法を構築していくことが必要になる。それは、自らがどのような主観性に刻印されているのかを明確にしつつ、到達した認識や解明した事実がそれにどのように拘束されているのかを合わせて提示するような研究方法といえる。主観－客観の分離を前提としていた科学では、認識主体の価値観や感情を排除し、不可視化することが研究倫理だとされる傾向があったが、むしろ価値観や感情などの主観性と認識や事実が不可分である以上、両者を合わせて分析しないかぎり、相対主義から脱けだすことができなくなる。

事実や認識そのものの次元に加えて、それらがどのような主観性と結びついて構築されてきたのかという次元にも同時に対処しなければ、問題を解決することに繋がらない。

これは確かに難しい課題だが、歴史認識問題は既にこの伝統的難問を避けて通れない次元に到達していることを認めるところから出発する必要がある。筆者はこれまでの調査研究において、萌芽的な形ながらそれを試みてきた。つまり、歴史認識は感情や価値観と相互規定的である以上、インタビュー対象者の語りの内容だけでなく、語り手の感情や前提となる価値観についても合わせて記録・記述し、そして対象者の感情や価値観に接した調査者の感情や価値観の（不）変化をも記録・記述するようにしてきた。さらに、以上の結果を調査対象者にフィードバックして両者の感情や価値観を交流させ、分析するといった調査手法も試みてきた⁽¹⁸⁾。これは、精神医学者の野田正彰が、戦争体験者や戦争被害者はもちろん多様な研究対象にアプローチするなかで開発してきた研究手法である⁽¹⁹⁾。野田が「感情交流アプローチ」と呼ぶこの手法を、筆者らは人文社会科学に応用しようと取り組んでおり、インタビュー調査だけでなく、文献や歴史史料を対象とした分析作業でも応用可能であると考えている。これについて詳しく検討するには字数の制約があるうえ、準備のための考察が必要である。したがって、本稿ではその準備作業として、主観と客観の相互規定性を研究方法に十分に取り入れてこなかった一般的な研究において、歴史認識の捉え方にどのような困難が生じているのかを明らかにすることに取り組みたい。

なお、中国においても、日本思想史研究の孫歌が「感情記憶」という概念を通じて感情と歴史事実との強い関連性を取り上げ⁽²⁰⁾、内外に大きな波紋を起こしたが、その問題提起が十分に受け止められたとは言い難い⁽²¹⁾。そう考えれば、われ

われの認識が主客分離を前提にしながらも、実際にはいかにそれが相互に規定し合っているのかを丁寧に確認することは、東アジア全体で必要な取り組みだといえる。以下では、筆者が取り組んできた新中国における日本人戦犯処理の「寛大さ」に関する既存研究の「観点」を題材とする。

4. 日本人戦犯の経験の捉えられ方にみる主観性と客観性

筆者はこれまで、1950年代の中国において戦犯となった日本人の戦後体験について調査研究を行ってきた。既存研究を検討し、さらには当事者からインタビューを重ねるなかで、「事実」以前にこれほど主観性が先行して捉えられている経験も少ないのではないかと考えるようになった。以下では、その捉えられ方において、客観的な研究であることを掲げているのとは裏腹に、実際には主観性に強く裏打ちされている側面を明らかにしていく。

まず、50年代の中国における日本人戦犯とはいかなる人々で、どのような経験をしたのかを概観しておこう。

この日本人戦犯は2つのグループから構成され、一方は1950年夏に抑留中のシベリアから中国に引き渡された969名で、他方は敗戦後も山西省に残留し国共内戦に加担した日本兵など140名の計1,109名を指す。前者は遼寧省の撫順戦犯管理所に収監され（以下、撫順組）、後者は山西省の太原戦犯管理所に収容された（同、太原組。731部隊に関与した4名は撫順戦犯管理所に移管された）。撫順組の大半は日本軍人で、尉官以下級の下級兵士が半数以上を占めた。他に「満洲国」の警察官や官吏も相当数含まれる。撫順では6年間、太原ではその前段階の収容所も含めて5年あまりにわたって収監され、学習と反省・認罪、そして文化活動などを経験した。看守らの対応のほか、食事や監房の環境がきわめて人道的であったこと

が戦犯らに安心感を与え、初期の抵抗や反発が収まると学習や反省が始まった。やがてほぼ全員が個々人の加害行為を「認罪」し、戦争責任を認識するまでに至った⁽²²⁾。こうした帰結について、ある者は「洗脳」と揶揄し、またある者は「奇跡」だと絶賛した。

最終的には、一人も死刑や無期刑が課されることのない寛大な措置が取られ、1956年夏に大多数が起訴免除で帰国し、有期刑判決を受けた45人の戦犯も1964年春までに全員帰国した（病死者を除く）。戦犯らは帰国後に中国帰還者連絡会（以下、中帰連）という平和団体を結成し、40年以上の長きにわたってその加害認識を日本社会に伝え、中国との友好を深めることで平和を実現しようとする運動を展開した。特に、1980年代後半以降、多くの会員が市民を相手に自身の加害体験、認罪体験を語る証言活動を展開したことで知られる。その反動で90年代に入ると「自虐史観の元凶」とみなされ、右派から再び激しい「洗脳」批判に晒された。

また、近年、寛大政策ともいわれる対日本戦犯処理政策を「外交カード」と位置づける研究が表れている。詳細は後に検討するが、この捉え方も客観的、学術的研究を掲げながらも、一部の歴史的文脈を不自然とも思える形で欠落させたり、歪めたりすることで成立している。

これらに比して、筆者が行ってきた晩年の元戦犯へのインタビュー調査においては、「洗脳」や「外交カード」論といった捉え方があることについて彼らは強く憤っていたのみならず、「奇跡」といった捉え方にさえ、決して小さくはない違和感を示していたことを確認した⁽²³⁾。むろん、当事者の捉え方がただちに「正しい」と言えるわけではなく、そこにも経験に付随する感情や価値観が強く影響をもたらしていることを同様に認めるべきだろう。ただ、「洗脳」「奇跡」「外交カード」といった捉え方はいずれも、中国が日本人戦犯を寛大に

対処したこと、そして帰国した日本人戦犯が加害行為を証言し続けたことを、「非日常的」「例外的」「超自然的」なもののみならずものである。他方で、戦犯自身にとって、そして戦犯に向き合った管理所職員や政策決定者らにとっては、確かに希有な経験であったとはいえるものの、それは「日常」であり「現実」だった。一つの経験や出来事をめぐってこれほど相反する捉え方が存在している現状は、事実認識に対していかに価値観や感情が作用しているかを考える必要性を物語っているといえるだろう。

4-1 「洗脳」としての戦犯教育改造

建国間もない1950年代前半の中国で6年におよぶ教育改造を経験し、明確な加害認識を有するようになった日本人戦犯約1,100名の大半は、起訴免除となって1956年夏に帰国を果たした。彼らは当初、メディアの取材や周囲の人々に対して、自身の加害責任や真摯な反省、中国人民への感謝を率直に口にしていた。その結果、朝日新聞や毎日新聞を含めた多くのメディアから皮肉や冷笑に満ちた「洗脳」視に晒された。「帰国の感想を求められるとハンで押したように自分の罪をざんげし中共の寛大な政策に感謝していた「戦犯」たち」「いずれも『平和な住民を苦しめた』と口をそろえて告白、(略)「犯罪」の事実を認めている」⁽²⁴⁾。「戦犯」や「犯罪」といった単語がわざわざカッコ付きになっているのは、サンフランシスコ講和条約で東京裁判の結果を受諾した後でも、日本軍の行為は「必ずしも戦争犯罪ではない」という捉え方がメディアでも支配的だったことを物語っている。

これは、メディアや日本政府だけの反応ではない。帰国戦犯らを中国共産党に「洗脳」された危険な「アカ」だとみなす発想から一般社会も無縁ではなく、就職や地域生活の面で陰に陽に差別した。革新系団体においてさえ同様の捉え方があったことは、元戦犯に対するインタビュー調査にお

いても確認しており⁽²⁵⁾、帰国戦犯の組織（中帰連）で会長を務めた藤田茂（元陸軍中將、第59師団長）が、1960年代初期の中国人遺骨送還運動において訪中団への参加を辞退させられたことにも現れている⁽²⁶⁾。

帰国して半年後の1957年3月、中国の戦犯管理所で執筆した手記を収録した『三光』が出版された⁽²⁷⁾。生々しい戦争犯罪の実態が記されておりベストセラーとなったが、右翼からの圧力で出版社は再版を取り止めた。出版社へ脅迫に及んだ右翼は、戦争の反省を示す戦犯を「洗脳」されていて日本を貶めようとする輩（「話しても分からぬ」相手）とみなしていた⁽²⁸⁾。こうした社会的反発を受けて、元日本戦犯らが積極的な加害証言を展開することが困難な状況は1980年代に入るまで続いた。

国交回復後の1970年代以降は、朝日新聞や毎日新聞など一部メディアが「戦争の反省」という文脈で加害証言を取り上げるような変化が徐々に見られるようになった。ただ、帰国直後の報道では戦犯たちの率直な反省と責任意識を「洗脳」だと報じたこととの落差を自己分析する気運は見られなかった。

1990年代以降、歴史修正主義や教科書書き換えの動きが高まる中で、修正主義ジャーナリストや学者らが中帰連に対する「洗脳」批判を再燃させた。「新しい歴史教科書をつくる会」の中心者になる藤岡信勝は、元戦犯が加害体験を克明に綴った『三光』（1957年）こそ自虐史観の典型だと批判した⁽²⁹⁾。同様の主張を右派雑誌や自身のウェブサイトなどで拡散したのがジャーナリストの田辺敏雄である。「三光作戦」をはじめとした中帰連の語る戦争犯罪は嘘であり、嘘を証言するのは中国共産党が戦犯管理所という特殊な空間で圧力を掛けたり、相互に告発させたりしたからだと主張した。これは、建国初期の中国では日本人戦犯に対してのみならず、中国社会全体で広汎に自己

改造運動が展開されていたことや、多くの戦犯が帰国後数十年経っても加害認識を堅持しているという文脈を無視することで成り立っている⁽³⁰⁾。

同じくジャーナリストの高尾栄司の手法はもっと露骨である⁽³¹⁾。帰国戦犯の組織で長く責任者を務めた元戦犯らに対する度重なるインタビューに依拠しながら、その意味や文脈を反転させて「洗脳」だったと主張する。

「シベリアでひどい扱いを受けていた日本人捕虜たちを歓待し、美味しい食事漬けにした。(略)日本人は人がいいし、恩を受けたら何か報いなければならないと考える。今も昔も優待政策は中国共産党の一つのやり方なのです。そうして油断していると、突然全員集合の放送が流れ、『これから坦白大会だ』『謝罪せよ』ということになる。『坦白とは中国共産党が使う独特の術語で、自分の過ちを暴露し自己批判することをいいます。それは洗脳であり、拷問ですので、完全に国際法に違反している。(略)坦白とは実に巧妙に仕組みられた、恐ろしい人間改造法なのです。』『“奇跡”というのはアジア、いや世界最強の『天皇の軍隊』を改造できたことにほかなりません。969人もの捕虜を洗脳・改造した例は世界中、どこにもありません。だからこそ、中国共産党にとって政治的勝利であり、世界に誇る奇跡だといいたいのです』(高尾2012.7)。

日本人は悪いことをするはずがなく、「中国」「共産党」は本質的に政治的で法を無視する端的な悪だという高尾の単純な価値観によって、戦犯たちの語りの意味が反転させられていることが見てとれる。本質的に悪事に手を染めるはずのない日本人が残虐行為を自白したのは、本質的な悪である共産中国の「洗脳」の結果でしかないという本質主義的発想が「洗脳」という認識を根本から支えている。こうした価値観が自明であるかのように持ち込まれている以上、その妥当性を合わせて検証することが必要になる。いうまでもなく、これ

は稚拙で悪意に満ちた世界観であり、科学的検証に耐えるものではないが、こうした価値観や世界観は現在の日本社会に広汎に共有されているのではないだろうか⁽³²⁾⁽³³⁾。

以上の「洗脳」論はもっぱら右翼の言論人による極論に見えるが、現在の日本社会に拡がる一方的かつ攻撃的な「中国脅威論」や「共産党独裁批判」の存在を補助線として考えると、程度の違いでしかなく、無視すれば済む問題ではないことが見えてくる。共通しているのは、「寛容さ」でさえ、功利的に目標を達成するための手段としてしか見なせない「合理的」思考である。そうした価値観の下では、理念的・理想主義的な人道的待遇や寛大政策へと結実したもう一つの〈合理性〉がありうるが見えてこない。つまり、寛大さを寛大さとして捉えること、他者や異なる認識をそれとして捉えることができない世界観・価値観に裏付けられているのである。自己の認識が一定の主観性に囚われるのは避けがたいことを認めた上で、他者の認識をそれがどのような主観性に規定されているかを合わせて捉えることで、歴史認識は一步ずつ真理性に近づきうる。そうした科学性こそが必要となっている。

ちなみに、「洗脳」論の前提にある中国敵視をいったん外して捉えるならば、日本人戦犯に認罪を迫った事実とは別の相貌を持って立ち現れてくる。つまり、建国初期の革命的理想主義の時代には、自己批判・自己教育・相互批判という形をとった整風運動や三反五反運動が全中国的に展開されていたという国内の文脈を踏まえれば、日本人戦犯だけに特別な思想教育が行われていたわけではないことが見えてくる。当時の日本の「進歩派」のなかには、新しい民主社会の担い手となる上で、中国におけるこうした自己改造の取り組みに憧れさえ抱いていた人々も少なくなかった⁽³⁴⁾。

また、撫順戦犯管理所には溥儀ら「満洲国」戦犯や国民党系戦犯も収容されていたが、同様の人

道的待遇、寛大政策が適応されていた。日本人を籠絡するための措置ではなく、「厳罰」を与えるよりも共に新しい（国際）社会を建設していく市民に立ち返らせるための理想主義的な「更生教育」だったといえる。このように、1950年代の日中双方の文脈を踏まえれば「自己改造」という取り組みにはむしろ積極的な価値が見出されていたことが見えてくるにもかかわらず、その側面が無視あるいは軽視されているが故に、「洗脳」像がいつそうせり出してくるのである。

4-2 「奇跡」としての戦犯教育改造

「撫順の奇跡」という捉え方は、戦犯の思想転変を肯定的に評価する側で主に用いられてきた⁽³⁵⁾。撫順戦犯管理所の戦犯でもあった溥儀や同管理所で戦犯教育改造の業務を担当した金源などがこの言葉を使い始めたとされ、90年代以降、中国側ではこうした表現が多用されるようになっていく⁽³⁶⁾。それに呼応するように、中帰連の後継組織は「撫順の奇蹟を受け継ぐ会」という名称となり、2000年代以降には日本でも散見されるようになっていく。注意しておきたいのは、元戦犯自身の間では「奇跡」という表現を積極的に使った痕跡はそれほど見られないことである。むしろ違和感を覚えていた当事者も少なくない。彼らの多くが、結果としての「奇跡」よりも、それを実現した中国側の懸命の「努力」や強い「意志」に注目しなければ、自身の転変を理解することはできないだろうと語っていた⁽³⁷⁾。

撫順と太原の管理所を経由しなかった元兵士の大多数が明確な加害認識や反省を示さなかったこと、そして他の連合国による戦犯裁判の経過と結果を考えれば⁽³⁸⁾、「奇跡」という評価に当たる側面があることは確かである。ただ、「奇跡」という言葉は、「非日常的」「超自然的」な現象であるという含意を強く帯びている。しかし、戦犯が認罪したこと、そして帰国後もその認識を堅持し、

深めさえしたことは「現実に起きたこと」である。帰国戦犯の目標はその認識や反省を社会全体で共有することにあつた以上、事実を事実として説明する知的作業が必要になる。

また、帰国後の日本戦犯の歩みを概観するだけでも、会費を納入し続けた会員はもっとも多い時期でも全帰国戦犯の半数程度にとどまり、加害を証言し続けた会員はさらに少数であるという「事実」が見えてくる⁽³⁹⁾。こうした日本戦犯の多様性を考慮すれば、ひとまとめに「奇跡」と呼ぶのは実態に即しているとはいえず、ポジティブではあるものの価値観や感情が先行しているが故の捉え方だといえる。

中帰連に達成できたこと、課題として残したこと、失敗してしまったことの全体を見極めていくと、非日常的な「奇跡」ではなく、「<現在>の問題として受け止め、継承していく必要のある戦争体験・戦後経験」の一つとして捉えられるようになるのではないだろうか。

実際に、中帰連が1957年の創立時から90年代に至るまで会員資格を元戦犯本人だけに限定し、「賛助会員」制度にきわめて慎重だったのも、管理所体験の「特殊性」「固有性」にこだわりすぎたからであった⁽⁴⁰⁾。希有な経験をしたのは確かだが、その経験と意義を共有する志向性は十分とはいえず、結果的に貴重な加害認識を次世代に継承するという課題に成功したとはいえない帰結を生んでいる。

中国側でも、「寛大さ」の背景を説明する際、「中華民族の伝統」「儒教道徳」、あるいは「中国の伝統文化である『仁』」の表れといった超越的な観点を持ち出しがちである⁽⁴¹⁾。建国直後の革命的理想主義、国際主義（インターナショナリズム）の文脈で行われた戦犯教育改造を、ナショナリズムの次元で捉えるのは、文脈付けに成功しているとはいえない。「大和民族は優秀だ」といったナショナリスティックな価値観や感情が日本のファシズ

ムを根幹で支えていたことをも想起し、こうした本質主義（essentialism）的な発想には距離を置く必要がある。

中帰連の事業や精神を継承しようとする人々の間でさえ、「奇跡」といった捉え方の問題性が十分認識されていないところに、日本社会に右派の発想が浸透しやすい知的土壌があり、また他者をその「行為」において評価できない趨勢が強いことを示しているといえよう。

4-3 「外交カード」としての戦犯教育改造

2000年代に入ってから、一部の若手歴史研究者の間で「洗脳」や「奇跡」といった非科学的な捉え方から一定の距離を置いて、新たな文脈付けを試みようという動きが現れている。「外交カード」論である⁽⁴²⁾。その基本的発想は、中国が戦犯を寛大に処遇した事実を、当時の「人民外交」「人道外交」の文脈に位置付けて捉えるというものである。そして、その戦犯処理政策には、「理念性」とともに「戦略性」があると主張し、後者に重点を置いて研究する点が特徴である。

ここでいう「戦略性」とは、冷戦初期の1950年代の国際情勢のなかで中国が採った「人道外交」に基づく戦犯政策を、日米離間にむけて日本との早期の国交回復を実現させるための「外交カード」として位置づける立場を指す。

他方、「理念性」＝寛大さについては、従来、日中友好の観点から「理念性」が強調されてきたことを踏まえて、「その理念的な側面と戦略的な側面をあわせて評価することで、初めてその実像を描き尽せるのではないか」と位置づけている（大澤2012）。ただ、実際の行論では、人道的な処遇や寛大な処理方針について中国側資料に依拠して論じているとはいえ、一次史料が十分公開されていないため内容的に目新しい記述はほとんどない。そして理念性と戦略性の両面から「寛大政策」を捉える必要があるという先の仮説をめぐって

は、以下のような結論を導いている。「もとより中国による日本人『戦犯』処理の背後にある時代性という問題は極めて重要だが、その本質を理解するためには、それを越えた普遍的な視点からの考察が不可欠なかもしれない。だが、それは学術的な結論として述べる範疇を超えてしまうのではないかとさえ思われるのである」（大澤2012）。

つまり、中国の示した「理念性」は「時代性」を超越した「普遍」性を有しており、＜超学術的＞な出来事（＝説明しがたい「奇跡」）であったとし、「戦略性」との関係性については明確にしていない。その不足を補おうと、「撫順の奇蹟」を体現するとされる元戦犯の言葉を引用し⁽⁴³⁾、そこに「対日『戦犯』処理の本質」が見出せるとしている。しかし、その言葉には、戦犯政策が戦略的な取り引きの一環で行われたものであるというニュアンスはまったくなく、むしろその「道理」や「正しさ」、「思想」性を高く評価する内容となっている。他方で、別の箇所では、「毛沢東思想における革命的人道主義」と「毛沢東の対日外交戦略」の「協奏」こそが「中国の対日戦犯処理を『寛大』なものへと昇華させた」とも指摘している（大澤2016）。

大澤（2016）においても、「戦略性」と「理念性」の両面が描かれているが、両者の関係付けが十分になされているとは言い難く、別々に論じられている印象が強い。むしろ、「戦犯の政治利用」「対日関係改善のカード」「国家の思惑」などという論点がより強調されるようになっており、「理念性」が「戦略性」に従属しているようにも読めるが、その理路は明確ではない。

こうした論理構成の混乱は、対日戦犯政策をその「戦略性」と「理念性」に分けて捉え、その関係性から全体像を描くという仮説の限界を示していると考えべきだろう。そもそもなぜ「戦略性」と「理念性」に分けて捉える必要があったのだら

うか。「寛大さ」が管理所員個人の発意によるものではなく、中国共産党中央からの指示に基づく実践であったことは大澤自身が実証的に論じているところである。

また、外交に一定の戦略性が伴うのは当然のことである。“中国にいる日本人戦犯”をどう処遇するかは、もとより外交的な課題以外の何ものでもない。戦犯を釈放するタイミングを国際情勢や日本の政治状況に応じて判断すること、それを機に日本との間で国交回復を目指した働きかけを行うことなどは、戦犯釈放後の日中間の平和確立を見越した交渉であり、「政治利用」「外交カード」「対日攻勢」と呼ぶに値するものではないだろう。日中間の平和や国交回復は日中双方にとって望ましいものではなかったのだろうか。一切の戦略的思考を欠如させたまったく「純粹」な存在でなければ、理念性に反するということになるのだろうか。戦犯教育や戦犯裁判をめぐる中国の対応は、一般的な「外交」に留まりきらないほど十分な「理念性」を有していたのではなかったか。

つまり、「政治利用」「外交カード」などと呼ぶ必要のない外交交渉を、「戦略性」という形で「理念性」から切り離してしまったところに、初発の躓きがあったのではないだろうか。「戦略性」を強調するに値するような画期的な史料をもとに新たな対日外交像を提示したわけでもない以上、高度な理念性に裏打ちされた外交だったと位置づければ、「戦略性」と「理念性」に引き裂かれることもない。

なぜ「理念性」が「戦略性」に従属しているようにみえてしまうのだろうか。外交カード論では、見えているはずのある歴史的な文脈が不思議なほど軽い扱いになっている。日米による対中国封じ込め政策の影響力の大きさがそれである。「外交カード」を強調する割に、日米による封じ込めが当時の中国にとってどれほど大きな政治的・社会的障害となってきたのかを描くことに、奇妙なほど消

極的なのである。侵略戦争とその後の内戦、さらには朝鮮戦争への参戦によって国力が疲弊していた中国と、戦後に唯一の超大国となったアメリカおよびいち早く戦後復興の軌道に乗った日本との間には、経済力や軍事力の差は歴然としたものがあった。そこに共産党政権に対するイデオロギイ的攻撃が加わっていたことは、日中関係のイロハであろう。また、「白団」の存在が象徴するように、圧力は間接的なものではなかった⁽⁴⁴⁾。少なくとも中国にあっては、「東西冷戦」といった拮抗した捉え方ができる情勢ではなく、圧倒的な劣勢に置かれて国家存亡の危機に晒されているという意識を強く有していたのである。世界的にも「第三次世界大戦」や「核戦争」の危機が強く懸念されていた時期である。だからこそ、1955年4月のアジア・アフリカ会議では、第三世界が連帯して「反帝国主義・反植民地主義」「平和十原則」を掲げるに至った⁽⁴⁵⁾。そこに大きな注目と期待が集まったのは、「パワー・ポリティクス」の次元にとどまらない外交理念が打ち出されていたからではなかったか。

日本人戦犯への「寛大政策」が遂行されたのも、この日米による厳しい封じ込め政策をどう打開するかという政治的・外交的課題に対処する文脈のなかでのことであった。その外交交渉において、たとえば、日本人戦犯の大半を死刑に処するという可能性がちらつかされたのであれば、まだ「外交カード」と呼ぶのも理解できる。しかし、量刑だけでなく6年前後におよぶ収容時の待遇面においても、きわめて寛大かつ人道的だったことを明らかにした以上、「理念性」で一貫させて捉える方が「合理的」な解釈になるのではないだろうか。封じ込め政策にどう対応するかという差し迫った状況のなかで寛大政策が採られたにもかかわらず、東アジア国際関係における圧倒的な不均衡をカッコに入れてしまえば、確かに中国だけが「政治的」な動きをしていたかのような像が浮かび上

がってくる。

もはや指摘するまでもないが、「外交カード」「政治利用」などといった概念で当時の中国の動向について説明するのは、中国共産党を敵視し、その脅威を煽るといった冷戦イデオロギー的な言説と親和的である。「対日攻勢」という概念についても当時の吉田茂首相の使った「平和攻勢」を想起させる冷戦的思考ではないだろうか。そう考えるとき、外交カード論といった一見学術的に見える議論を成立させているのは、「洗脳」論者が有していた単純な善悪二元論や、「奇跡」論者も依拠する本質主義とそう遠くはない価値観・世界観といえるだろう⁽⁴⁶⁾。本稿で確認してきた客観と主観の相互規定性を、「客観性」「科学性」を標榜する歴史研究が視野の外に置いてしまっていることによる限界が表れているといえよう。

5. おわりにかえて

中国の寛大な対日戦犯政策を「外交カード」「政治利用」として捉える発想が、歴史的文脈として適切ではないという問題意識は、筆者だけのものではない。

陳肇斌は、日本人戦犯に対して下された寛大な判決結果を中国の多数の戦争被害者にどのように受け入れてもらうかという課題をめぐって、中国政府が行った取り組みについて当時の批判的世論との緊張関係から検討している⁽⁴⁷⁾。そこでは、寛大政策を外交カードと位置づけてはいない。当時の戦犯政策に関する史料から、基本的には厳罰に処すべきだが、既に一定の改悛を示していたことと、日米離間のためには日本人民との団結を優先すべきという判断から寛大な判決へと舵を切ったことが見えてくると捉えている。陳が挙げたこの要因はいずれも外交カード論の大澤らも取り上げているが、陳自身はそれを当時の中国共産党の国際主義と関連づけながら論じている。

また、精神医学者の野田正彰は、元戦犯への精

神病理学的手法に基づくインタビュー調査を重ねたうえで、戦犯たちがいかにして自身の加害行為に向き合えるようになったかについて、以下のような分析を提示している。つまり、中国側は自白を引き出すための「取り引き」として寛大さを示していたのではなく、罪を犯した人間が当然なすべき反省に向き合うために、文字通り「人の道／人道性」とは何かを先行的に示し、戦犯たちがそれを実感できたとき、一種の安心感を得て、徐々に認罪に至ったという⁽⁴⁸⁾。

いずれも、中国側の意図をそれとしていったん受け止めた上で分析しており、自己の世界観を検証抜きに当てはめるといふ研究姿勢を採っていない点で共通している。今後の日中間の歴史問題を研究するうえで必要な方向性を示唆しているといえる⁽⁴⁹⁾。

ここまで見てきたように、現在の日本の歴史認識問題を考える上で、それをここ20年余りの急激な反転とみなすのではなく、戦前戦後の対中国認識の連続性のなかで生じてきた問題として捉える必要がある。深刻なのは、1980年代以降に実証史家たちの地道な取り組みによって日本の戦争犯罪・戦争責任が相当程度明らかにされてきたにもかかわらず、その成果や知見を無視するような言説がとどまることを知らない勢いで拡がっている現状である。どれだけ歴史的事実を解明し、いかに「日中友好」を強調しても容易には解決を見ない地平に至っているのである。その上、本稿で確認したように、左派・リベラルの間にも自覚の有無は別として、事実には依拠しない歴史観や世界観が相当浸透している。全面戦争勃発80年の今日、われわれが直面している課題は相当複雑で困難なものであることを共通認識としたい。

註

- (1) 徐志民「日本対七七事変的認識及中日論争」『軍事歴史研究』31巻、2017年3月、52-62ページ

- ジ。
- (2) 『読売新聞』2017年4月26日付10面。
 - (3) TBSラジオ：Session-22「歴史学の第一人者と考える『慰安婦問題』」2013年6月13日 (<https://www.tbsradio.jp/ss954/2013/06/20130613-1.html>)
 - (4) 藤岡信勝『汚辱の近現代史：いま、克服のとき』徳間書店、1996年；田辺敏雄『沈黙』が支える日本罪悪史観のウソ』『正論』290号、1996年10月、62-77ページほか。
 - (5) 洞富雄・藤原彰・本多勝一編『南京事件を考える』大月書店、1987年；同編『南京大虐殺の現場へ』朝日新聞社、1988年。
 - (6) 東中野修道『「南京虐殺」の徹底検証』展転社、1998年；北村稔『「南京大虐殺」とは何か』日本政策研究センター、2016年、ほか。なお、この東中野の著作の内容をめぐって行われた名誉毀損訴訟では、東京地裁の判決で「著者による資料の解釈は妥当とは言い難く、学問研究の成果というに値しない」との指摘を受けて東中野側が敗訴し（『読売新聞』2007年11月3日）、最高裁で確定している（『毎日新聞』2009年2月6日）。
 - (7) 藤岡信勝『教科書採択の真相：かくして歴史は歪められる』PHP新書、2005年。
 - (8) 外務省「歴史問題Q&A」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/>)。ただし、「公式見解」そのものが事実性や責任の所在・程度などについて曖昧化したものになっている。
 - (9) 樋口直人『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会、2014年。
 - (10) 劉傑・川島真編『1945年の歴史認識：〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』東京大学出版会、2009年。
 - (11) 鄭栄桓『忘却のための和解：『帝国の慰安婦』と日本の責任』世織書房、2016年。
 - (12) 「天皇慰霊の旅 歴史を知ることの重み」『朝日新聞』2016年1月29日付。
 - (13) 石田隆至・張宏波「東アジアの戦後和解は何に躓いてきたか？——『全面解決』における『謝罪』について」『戦争責任研究』66号、2009年12月、87-97、34ページ。
 - (14) 担当弁護士である内田雅敏の「花岡和解から西松和解へ：中国人強制連行・強制労働『受難之碑』を『友好之碑』へ」『立命館法学』2010（5/6）、2010年、1631-1661ページを参照。2016年6月には、三菱マテリアル社との間にも、同型の「和解」が成立している。
 - (15) 内田雅敏「和解の新たな可能性を切り拓く：三菱マテリアル中国人強制労働事件和解」『世界』884号、2016年7月、259ページ。
 - (16) Max Weber（富永祐治ほか訳）『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波書店、1998年；Karl Mannheim（鈴木二郎訳）『イデオロギーとユートピア』未来社、1968年；Karl Marx（廣松渉編訳）『新編輯版 ドイツ・イデオロギー』岩波文庫、2002年など。
 - (17) 「『慰安婦問題』にどう向き合うか 朴裕河氏の論著とその評価を素材に 研究集会記録集」(2016年6月27日発行) <http://www.0328shuukai.net/pdf/0328shuukaikiroku.pdf>
 - (18) 石田隆至「寛大さへの応答から戦争責任へ：ある元兵士の『終わりなき認罪』をめぐって」『PRIME』31号、2010年3月、59-72ページ。また、「『感情交流』アプローチによる聴き取り調査の実施と語られざる戦争体験の収集」（研究代表者：石田隆至；科学研究費補助金挑戦的萌芽研究；課題番号

- 25580154；2013年4月～2015年3月）。
- (19) 野田正彰『戦争と罪責』岩波書店、1998年；同『虜囚の記憶』みすず書房、2009年。
- (20) 孫歌「実話如何実説」『読書』2000年3月（坂井洋史訳「日中戦争 感情と記憶の構図」『世界』673号、2000年4月、158-170ページ）。
- (21) 石田隆至「『感情・価値観』の問題としての歴史認識：平和教育を展望するために」『PRIME』38号、2015年3月、79-91ページ。
- (22) 張宏波「『認罪』はどのように行われたか」岡部牧夫ほか編『中国侵略の証言者たち：「認罪」の記録を読む』岩波書店、2010年。
- (23) 少なくとも高橋哲郎、難波靖直、鹿田正夫、稲葉績らは、「奇跡」という捉え方について明確に疑問視していた。他に、元戦犯・上坪鉄一の子にあたる伊東秀子も、父が同様の疑念を有していたことを証言している（2016年11月13日）。
- (24) 「十余年ぶり故国の山 総ざんげの戦犯達」『朝日新聞』1956年7月31日夕刊。元戦犯らが「洗脳」視にいかに対処したかを検討した論考として、石田隆至・張宏波「加害の語りと戦後日本社会(1)『洗脳』言説を超えて加害認識を伝える：戦犯作家・平野零児の語りを通じて」『戦争責任研究』72号、2011年6月、48-58ページ。
- (25) 難波靖直からの聴き取り（2012年3月）による。
- (26) 中国帰還者連絡会編『帰ってきた戦犯たちの後半生：中国帰還者連絡会の40年』新風書房、1996年、60-62ページ。
- (27) 神吉晴夫編『三光：日本人の中国における戦争犯罪の告白』光文社、1957年。
- (28) 前掲『帰ってきた戦犯たちの後半生』36ページ。
- (29) 前掲『汚辱の近現代史』。
- (30) 田辺敏雄『検証 日本軍の「悪行」：歪められた歴史像を見直す』自由社、2003年。
- (31) 高尾栄司「“人間の皮をかぶった鬼”にされた『撫順収容所』の恐怖：侵略・南京虐殺…」『歴史通』2012年7月、70-81ページ；同『「天皇の軍隊」を改造せよ：毛沢東の隠された息子たち』原書房、2012年。
- (32) 高尾のインタビュー対象だった元戦犯・高橋哲郎に筆者らが確認したところ、発表された文章では語った内容が正反対にねじ曲げられていると憤慨していた（2016年7月）。また、高尾の主なインタビュー対象だった元戦犯・国友俊太郎や、日本人反戦同盟のメンバーだった前田光繁も同様である。
- (33) 冒頭で取り上げた秦郁彦も「洗脳」批判を展開している。南京大虐殺論争では「否定派」と「肯定派」との間の「中間派」と位置づけられ、従軍「慰安婦」問題では「日本軍無実論」を展開する秦だけに、田辺や高尾に比べて巧妙な「洗脳」批判を展開している。公開された藤田茂（上述）の自筆供述書を取り上げた秦は、それが士官学校出身者にしては「悪文」だという理由から、中国側職員の意に沿って書かされたものと推測する。ところが藤田が帰国した後も1980年に逝去するまで「認罪」を貫いたことを秦自らが確認すると、一転して、藤田が中国側にとって模範的な存在で、「利用価値、宣伝価値」があったので、供述書を公開したのだと説明を変えている。その上で、「たしかに、物理的な脅迫や暴力はなかったようだが、長い拘禁生活下で心理的脅迫や暴力にさらされて吐き出した告白を、そもそも『認罪』と呼べるのだろうか」「どうやら撫順の供述書は、真偽、虚実が混交して見分けのつきにくい代物と言って良さそうだ」という「洗脳」観を示してい

る（秦郁彦『『世界』が持ち上げる『撫順戦犯裁判』認罪書の読みかた』『諸君!』30巻8号、1998年8月、158-169ページ）。冤罪が後を絶たない現在の日本の警察機構や、かつての特高警察あるいは「満洲国」時代の警察・憲兵・法務官らの暴力的で恣意的な法執行に対しても同様の批判意識があれば、中国が日本人戦犯に対して示した「寛大さ」は別の姿をもって立ち現れるのではないだろうか。

- (34) 石田隆至「戦争の反省はどのように受容されたか：歴史認識の多元性をめぐって」『社会イノベーション研究』10巻1号、2015年1月、113-138ページ。なお、当時の状況については、日本中国友好協会全国本部編『改訂新版 日中友好運動史』青年出版社、1975年；日本中国友好協会『日中友好運動のあゆみ：1950-2010』私家版、2010年。
- (35) もちろん、上述の高尾のように「奇跡」の意味さえ反転させている例もある。
- (36) 金源（崔澤訳）『奇縁：一个战犯管理所长的回忆』解放军出版社、1999年；撫順市政協文史史料委員会編『震撼世界的奇跡：改造偽滿皇帝溥儀及日本戦犯紀実』中国文史出版社、1990年。
- (37) たとえば、2016年8月末に中国遼寧省瀋陽市で開催された「歴史の証明：中国政府日本人戦犯釈放60年記念シンポジウム」に際して、中帰連の事務局長だった元戦犯・高橋哲郎は、長文のメッセージを寄せた。それは、管理所元職員らの並外れた努力や厳しくも温かい接し方を通じて転変できたことに、あらためて感謝する内容になっている。
- (38) 林博史『BC級戦犯裁判』岩波書店、2005年。
- (39) 前掲『帰ってきた戦犯たちの後半生』。
- (40) 前掲『帰ってきた戦犯たちの後半生』662-

664ページ。

- (41) 齊雪「新中国政府改造日本戦犯研究」中央党校博士論文、2016年7月。
- (42) 豊田雅幸「中国の対日戦犯処理政策：厳罰主義から『寛大政策』へ」『史苑』69巻合併号、2009年3月、15-44ページ；大澤武司「『人民の義憤』を超えて：中華人民共和国の対日戦犯政策」『軍事史学』44巻3号、2008年12月、41-58ページ；同「中華人民共和国の日本人『戦犯』処理：裁かれた『帝国』」増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012年、109-138ページ；同『毛沢東の日本人戦犯裁判：中国共産党の思惑と1526名の日本人』中公新書、2016年。
- (43) 「中国政府の我々戦犯に対する政策には道理がある。人を人として扱わず残酷な手段で殺傷し、『手柄』を立てたと思って高笑いするような『思想』を捨て、侵略戦争の罪を認め、被害者に謝罪して、再び人殺しの銃剣をとらないことを誓うことこそ、人間の尊厳を知った者の正しい行為ではないだろうか。また日本国民と中国人民とは互いに戦争に反対し、永遠の友好関係を保たねばならないという『思想』のどこが間違っており、どこが日本にとって危険なのであろうか」（国友俊太郎『洗脳の人生：三つの国家と私の昭和史』風濤社、2000年）。
- (44) 中村祐悦『白団：台湾軍をつくった日本軍将校たち』芙蓉書房、1995年。また、張宏波「日本軍の山西残留に見る戦後初期中日関係の形成」『一橋論叢』134巻2号、2005年8月、187-208ページ。
- (45) 中華人民共和国外交档案館編『中国代表团出席1955年亜非会議』（中華人民共和国外交档案選編・第二集）世界知識出版社、2007年。

- (46) たとえば、大澤（2016）の140ページ以降の記述を参照。国交がなかった当時、中国との交流・交渉が「親中的」な団体を含む「日中友好三団体」を通じて行われるのは不利だと考えていた日本政府は、「交渉の主導権を獲得」するため日中両国の赤十字の直接交渉という新たな枠組みを作ろうとした。その際、中国側の強い要求の一つであった「両国居留民の自由往来」をのむことと引き換えにそれを実現しようとしたと説明されているが、これを日本政府による人道問題の「政治利用」と指摘しないのは、ダブル・スタンダードではないだろうか。なお、日本政府のこうした思惑を最終的には中国政府は受け入れなかったが、それをもって「戦犯問題は再び外交カードとして用いられた」と結論付けられている。
- (47) 陳肇斌「中国の対日外交と世論：日本人戦犯の釈放・日本商品博覧会の開催をめぐって」『法学会雑誌』53(1)、2012年7月、143-181ページ。
- (48) 前掲『戦争と罪責』。
- (49) こうした問題意識は東アジアにとどまるものではなく、英語圏の研究者も新中国の戦犯教育改造に注目するようになりつつある。近年のまとまった研究の一つとして、Barak Kushner, *Men to Devils, Devils to Men: Japanese War Crimes and Chinese Justice*, Harvard University Press, 2015.